

# 指定地域密着型通所介護デイサービスやさか

## のご案内（重要事項説明書）

### 1 事業者・事業所の概要

介護保険事業者番号	3370106548
事業所名	デイサービスやさか
施設長（施設の管理者）名	水迫 匡弘
開設年月日	平成16年10月1日 指定地域密着型通所介護デイサービスやさか
所在地	岡山市北区矢坂東町3-12
電話番号	086-256-2440
ファックス番号	086-256-2440
経営主体（母体法人）	医療法人社団 岡山純心会
開設者名	前田 計子

### 2 事業の概要

利用定員	10名
営業日	毎週日曜日を除く毎日
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時15分～16時30分
実施範囲	岡山市のうち、岡山中央、京山、石井、中山、香和 中学校区、岡北中学校区内 御野小学校区、桑田中学校区内 元出石小学校区、吉備中学校区内 陵南小学校区（久米、平野を除く）、高松中学校区内 鯉山小学校区内で実施しています。

### 3 事業の運営方針

当事業所が実施する指定地域密着型通所介護事業（以下「デイサービス」という）は、要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力

に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持・回復・向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことを目的としています。

当事業所では、この目的に沿って、以下の運営方針を定めていますのでご理解いただいた後にご利用下さい。

運営方針	
1	指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行います。
2	当事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
3	事業所は、自らその提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとし、
4	6ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

#### 4 事業の職員体制

職種	員数（人）	職務内容	備考
管理者	1	事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。	
生活相談員	2	ご利用申込に係る調整、他の介護従事者に対する相談助言、他職員と協力して計画の作成を行います。	
介護職員	4以上	当施設の利用者に対し、心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の介護、健康管理、その他必要な業務を行います。	
機能訓練指導員	1	日常生活を営むのに必要な心身機能の低下の防止及び維持回復を図るために必要な訓練指導等を行います。	

## 5 事業のサービス内容

介護サービス	居宅サービス計画に基づいて、日常生活動作能力に応じて、必要な支援・サービスを実施します。 ①排泄の誘導・介助、②移動・移乗の見守り・介助等、③その他必要な身体の介助、④養護（休養）
入浴	家庭において入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。 ①衣類着脱の介助、②身体の清拭・洗髪・洗身、③その他必要な入浴介助
食事	食事サービスの利用は任意ですが、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととします。栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供し、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理を行います。 食事は原則として食堂でおとりいただきます。 ①準備・後始末の介助、②食事摂取の介助、③その他必要な食事の介助
日常生活上の機能訓練	デイサービス利用者が快適で豊かな日常生活を送ることが出来るような生活援助や家庭での日常生活に必要な基礎的サービス及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行います。また利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供します。 ①日常生活動作に関する訓練、②レクリエーション、③グループワーク、④行事的活動、⑤体操
生活機能向上グループ活動	デイサービス利用者が自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、グループで生活機能の向上を目的とした活動を提供します。
送迎	障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を提供します。 ①移動・移乗動作の介助、②送迎
相談援助サービス・行政手続代行等	当事業所は、皆様のご相談に応じる専門の職員として支援相談員が勤務しております。サービス利用や日常生活に伴うご心配事や制度利用・行政手続などお気軽にご相談下さい。 ①日常生活動作訓練の相談・助言、②日常生活自助具の利用方法の相談・助言、③その他必要な相談・助言
その他	

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 6 他機関・施設との連携等

### ① 協力医療機関への受診

当事業所では、下記の医療機関に御協力いただいています。

看護師と連携し、営業日ごとに利用者の健康確認を行います。サービス提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図ります。

また、利用者の状態が急な体調不良時などで急変し、医療が必要な場合は下記の医療機関と連携をとり速やかに対応できる体制にしています。

協力医療機関	名称：前田医院 住所：岡山市北区檜津310-1 電話番号：086-284-7676
--------	---

### ② 緊急時の連絡等

緊急の場合には、管理者の指示の下、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、協力医療機関又は他の専門的機関と連携を取り、必要な措置を講じる体制にしています。原則として「同意書」にご記入いただいた連絡先へ連絡いたします。

### ③ 事故発生時の対応

- 1 管理者の指示の下、諸機関と連携をとり適切かつ迅速に処理します。
- 2 賠償責任保険に加入しており、補償については誠意を持って対応します。
- 3 母体法人に事故対策委員会を設置しており、原因究明及び再発防止に心がけます。

## 7 サービス利用に当たっての留意事項

飲酒・喫煙	原則禁止です。
所持品・備品等の持ち込み	持ち物には必ず名前を書いて管理してください。 入浴サービスをご利用される方は特にご注意下さい。
金銭・貴重品の管理	原則として金銭、貴重品はお持ちにならないでください。万一紛失の事態となっても責任を持ってませんので、ご了承下さい。但し、特殊事情により、やむをえず管理を希望される方はお申し出下さい。
火気の取り扱い	原則禁止です。

設備・備品の利用	大切に扱ってください。施設が損害を被った場合、事由によっては損害賠償を請求することがあります。
ペットの持ち込み	原則禁止です。
宗教活動	個人の信仰においては自由です。但し、他の利用者へ迷惑がかからない範囲でお願いします。

## 8 禁止事項

デイサービスやさかでは、多くの方に安心してご利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」及び、他利用者への迷惑活動は禁止します。

## 9 各種相談の受け付け

支援相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

## 10 要望・苦情の受け付け

### ①当事業所における要望・苦情の受け付け

意見箱を設置し、苦情が寄せられた場合、事実を確認し、関係者と連絡を取り合い、早急に対応を行うとともに苦情処理の改善について利用者・その家族に確認を行います。また、その内容を台帳に記載し、再防止に心がけます。

苦情受付窓口（担当者）	管理者 水迫 匡弘
受付時間	8時30分～17時30分 毎週日曜日を除く毎日

### ②行政機関その他苦情受付機関

岡山市 事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 電話番号 086-212-1013 F A X 086-221-3010 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 F A X 086-223-9109 受付時間 午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く

岡山市介護保険課	所在地	岡山市北区鹿田町1丁目1番1号
	電話番号	086-803-1240
	F A X	086-803-1869
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
		※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

## 11 利用料金その他の費用の額

①利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

②上記以外に次の費用については以下のとおり利用者から支払いを受けることとします。

食費 　　　　　　　　¥670

教養娯楽日用品費 ¥105

オムツ用品代

尿取りパット	尿取りパット (シート)	紙おむつ M	紙おむつ L	はくパンツ M・L	はくパンツ LL
21円	104円	99円	116円	94円	104円

③その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者が希望したもので事業者が提供した場合、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者または家族に説明をし同意を得たものに限り徴収します。

④利用者の希望によって事業者が提供した上記の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して、該当サービス内容及び費用について事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けて同意を得るものとします。

## 12 支払方法

①お支払い方法は、口座引落とします。

②毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします。

引落日の27日までにご入金下さい。

## 13 秘密保持

①従業員は業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を保持します。

正当な理由なく第三者に漏らしてはならず、それは従業員でなくなった後においても同様です。また、当事業所は秘密保持の為、従業者と業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、勤務期間中及び退職後においてもこれらの秘密を保持する旨の内容を記載した契約

書を交わしています。

- ②当事業所は個人情報保護法及び関連法規を遵守し、業務上知り得た個人情報は母体法人が定めた利用目的の範囲内で使用します。

#### 14 非常災害対策

常に非常災害に備え機器を維持管理するとともに非常災害に関する具体的計画を立て、従業者に徹底を図ります。

防災設備	自動火災報知器、消火器
防火訓練	年2回

#### 15 当施設の定める指針等

##### ①事故発生の防止のための指針

当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護事故を防止するための体制を整備しています。

##### ②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

当事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。

サービス利用中に嘔吐・下痢・発熱などの症状を呈した場合、すぐにサービス利用を中止し、症状消失後1週間程度お休みいただくことがあります。

##### ③褥瘡対策指針

当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備しています。

##### ④身体拘束

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止しています。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合があります。その場合には、協力医療機関の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとしています。

##### ⑤ 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止の為次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

また、当事業所は、指定地域密着型通所介護事業の提供に当たり、当該事業所従業

者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

⑥成年後見制度の活用支援

当事業所は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

16 情報公開

当事業所は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、1年に1回岡山市に情報提供を行うものとします。

17 その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。